

「特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会」（厚生労働省）資料

2023年9月29日

全国建設労働組合総連合（全建総連）

1. 当団体の概要

- 組織名称 全国建設労働組合総連合（全建総連）
- 結成 1960年11月
- 組織構成 主に建設現場従事者（労働者、一人親方、事業主）
- 加盟組合 全国53県連・組合
- 組織人員 61万4090人（2023年6月末）
うち、第2種特別加入（一人親方）労災加入者数 18万9729人（2021年度）
※建設業全体での第2種特別加入労災加入者数 63万8300人（2021年度）
- 主な組合員職種 ※資料3ページ参照
- 建設業法27条の37に基づき、国土交通大臣に建設業者団体として届出済み

2. 建設業におけるフリーランス（一人親方）の定義等について※資料4～8ページ

- 労務請負と材料持ち（材工）請負
- 国土交通省「社会保険加入下請指導ガイドライン」（2022年4月）
「請け負った工事に対し自らの技能と責任で完成させることが出来る」
- 建設業の一人親方（工事請負契約）の取引は、建設業法で規制
- 土木、建設の現場で行われる作業に直接従事する業務に、労働者派遣を行うこと及び受け入れることは禁止（労働者派遣法第4条、職業安定法第44条）

3. 主な建設現場の種類（丁場）と一人親方の取引形態・就業実態等について

- 建設現場の主な種類（丁場）
町場…個人が施主となる民間の住宅現場（新築工事、リフォーム工事等）
新丁場…住宅企業が元請となる住宅建設現場
建売現場…建売住宅企業が発注者となり、一人親方が元請となる住宅建設現場
野丁場…ゼネコンが元請となる大型の建設現場（オフィスビル、商業施設、マンション、土木工事等）
- 一人親方の報酬、取引契約実態など ※資料9～15ページ参照
- 丁場・職種別の一人親方の実態について ※資料16～17ページ参照
（取引形態、報酬の決定方法、就業期間など）
- トラブル事例等
口頭契約による工事代金不払い等
契約関係が不明確
（一人親方が一人親方に発注するいわゆる「応援」による下請重層化等）
- 労働者性・適正な経費等の確保の課題（雇用・請負の明確化）※資料18～19ページ
国交省「社会保険加入下請指導ガイドライン」（2022年4月）

「働き方自己診断チェックリスト」の活用推進

○インボイス制度関係 ※資料 20～21 ページ参照

4. 新法への意見等について ※資料 22～28 ページ

(1) 総論的意見について

一人親方（個人請負者）の権利保障・保護等については、個々の就業実態に基づき、請負（事業者性）・雇用（労働者性）の適正な判断に基づいた権利保障・保護がなされるべきと考える。取引に関しては、各分野の産業法により個人請負者の取引等の規制がされていて、今回の法律規定を上回る内容の場合は、産業法に準拠すべきと考える。

(2) 募集情報の表示について（※建設業では工事発注）

建設現場作業員の派遣・供給は禁止されており、原則は請負契約となるが、建設業では仕事紹介サイト・アプリ等では「1 日〇〇円」とのいわゆる常用請負・労務請負が多く、労働者性の問題、事業者としての適正な経費確保等の課題がある。

(3) ハラスメントについて

○主に大規模現場において、元請・上位取引企業の現場監督者からのパワハラ行為に関する相談が多発。

○建設現場では、元請社員は直接下請の作業員・一人親方に作業指示は出せないが、災害防止関連では、元請がすべての関係請負人と作業間の連絡及び調整を行う必要があるため、不安全行動等を理由としたハラスメント相談が多い。

○建設現場では元下関係が強く、一人親方が直接元請・取引先に相談することは非常に困難な状況下であり、仕事発注への影響も懸念されるため、労働組合に相談が寄せられるケースが多い。

○相談したことにより、仕事発注が無くなったとのケースはある。

(4) 育児介護等と業務の両立に対する配慮について

○そもそも女性の建設技能者が少なく、加えて女性の一人親方は更に少ない状況であり、育児を意識した商慣習・環境がほぼ皆無の状況。

○介護についても同様の状況。

(5) 契約の中途解除・契約の不更新について

○口頭による契約が多く、契約内容（金額・期間等）が不明確なことによる 中途解除等のトラブルは多くある。

○一方的な現場施工能力（技術・技能）の不足を理由とした中途解除もある。

(6) その他

○建設業では一人親方が増加傾向にあり、加えて 2024 年 4 月から建設業へ働き方改革関連法が全面適用されることで、事業者が雇用に関する経費等を確保できないことによる建設技能者の非自発的な外注化（一人親方化）が懸念される。

○建設業の一人親方は主として労務請負が多く、請負と雇用の明確化が課題となっている。労働者性の判断は個々の実態に基づき、総合的に判断されることについて、改めてご注意をお願いしたい。

2023年6月1日 (毎月1、16日発行)

ぜんけん

国勢調査による建設業従事者数に占める組織率(職種別、上位16職種)

23年3月末調査

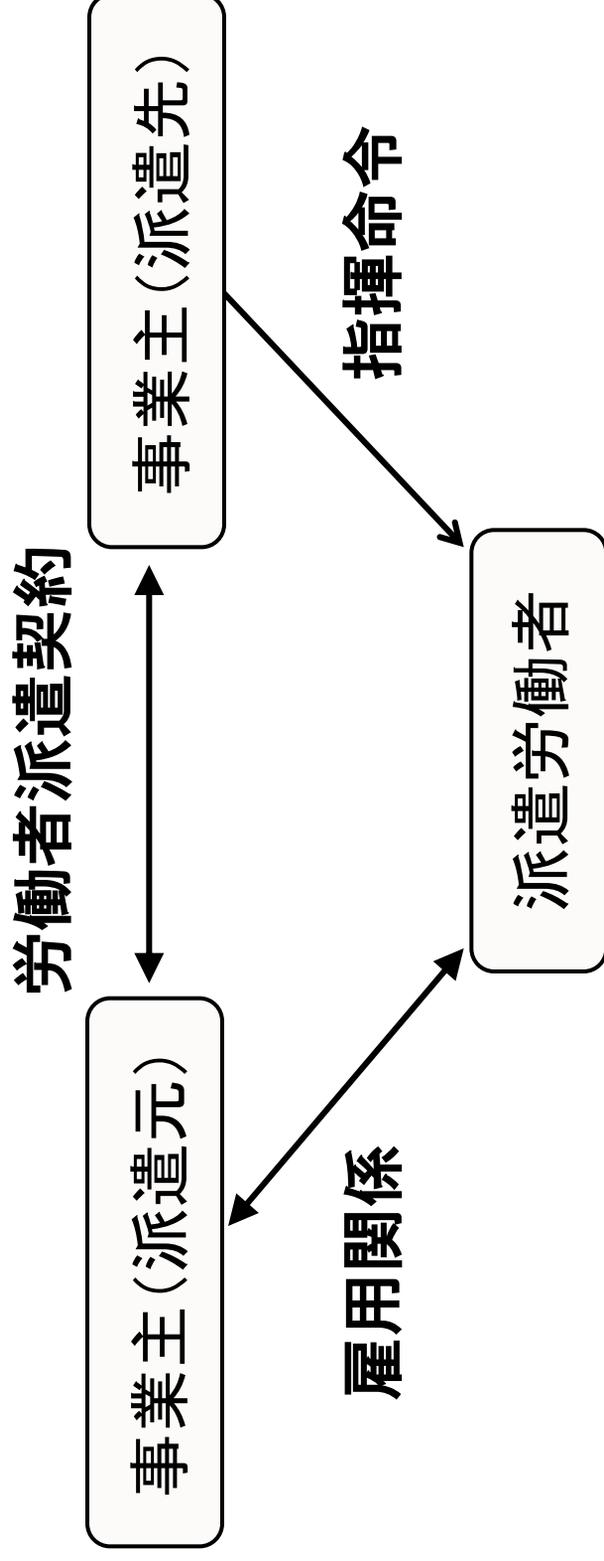
順位	主な職種を抜粋(全建総連分類)	全建総連人数	建設業従事者数 (国勢調査)	組織率	昨年 組織率
1	建築大工、造作大工	114,909	294,490	39.02%	33.94%
2	空調、給排水配管工、ダクト工、保温工、LPガス配管、浄化槽取付、ボイラー取付、修理、温水器配備工	53,543	202,640	26.42%	24.80%
3	電気工	49,535	412,320	12.01%	12.04%
4	鳶、家屋解体、基礎、杭打工	38,895	109,330	35.58%	35.87%
5	室内装飾、床張工、インテリア、内装、リフォーム	38,491	—	—	—
6	塗装、看板、ガン吹工	36,419	131,030	27.79%	26.16%
7	土工、土木、土建請負業、法面工(測量)、さくい工、シールド工	32,628	441,860	7.38%	6.60%
8	建築設計、建築管理、現場監督	18,707	111,170	16.83%	18.82%
9	建設事務	18,675	777,300	2.40%	2.51%
10	左官	16,989	59,750	28.43%	23.87%
11	鉄骨、鉄工、溶接工、リベット工、デッキ工	15,938	34,940	45.62%	40.63%
12	防水工、コーキング工、シーリング工	14,662	—	—	—
13	建築板金工	12,549	42,330	29.65%	25.21%
14	建具、サッシ、家具工	11,804	—	—	—
15	型枠大工	10,923	40,610	26.90%	23.99%
16	造園工、植木	10,252	16,050	63.88%	37.92%
	総数	623,828	4,251,800	14.67%	14.08%

※建設業従事者数は、2020年国勢調査「抽出詳細集計」(22年12月発表)から

※産業大分類「建設業」かつ、職業小分類で各職業に従事している人数を「建設業従事者数」として使用

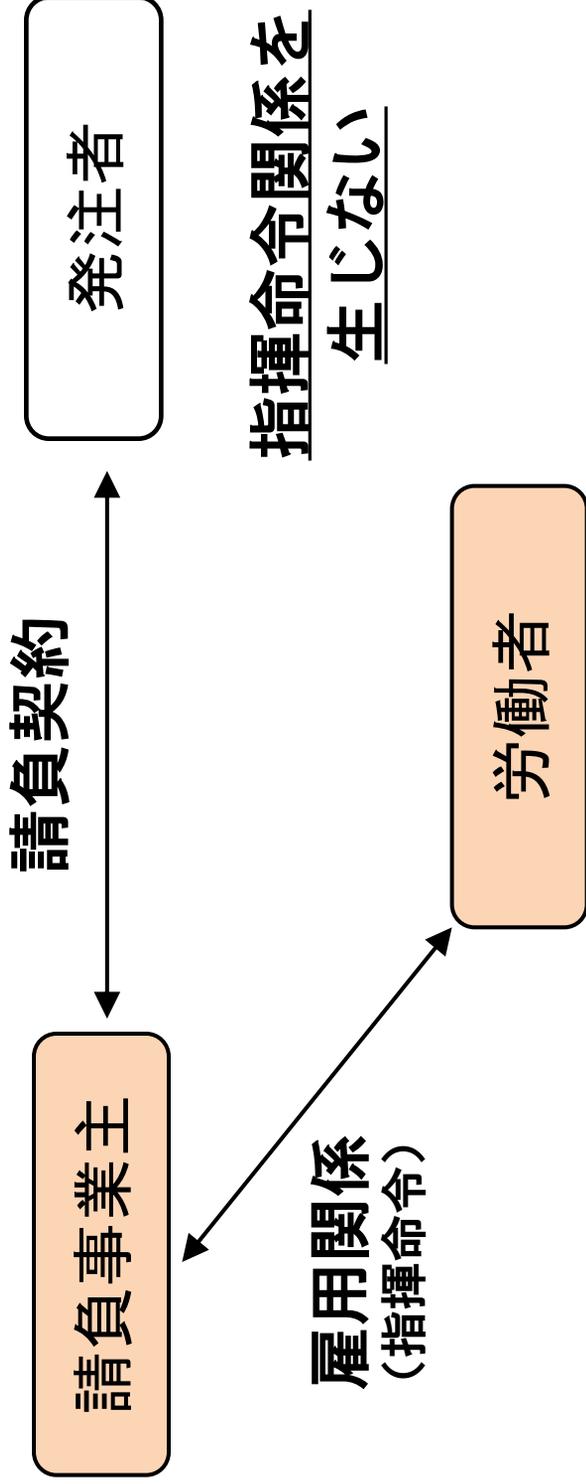
※全建総連人数は、23年3月の職種別調査結果の数字から

1. 労働者派遣とは



- 雇用主は 派遣元事業主(派遣会社)
- 賃金は 派遣元事業主(派遣会社)
- 業務上の指揮命令は 派遣元事業主(就業場所)

2. 請負とは



- 雇用主は、請負事業主
- 賃金は、請負事業主
- 業務上の指揮命令は、請負事業主

3. 建設現場での業務（作業）は派遣禁止

- 土木、建設の現場で行われる作業に直接従事する業務に労働者派遣を行うこと及び受け入れることは禁止されています。
- 業務の具体的な詳細は、労働者派遣法に「土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務」と示されています。
- ただし、建設業でも労働者派遣が可能な業務があります。例として、現場事務所の事務員、CADオペレーター、施工管理業務(工程管理・品質管理・安全管理など)があります。

4. 建設現場での労働者派遣

(※建設現場で労働者派遣が出来る事、出来ない事)

- 建設現場の現場事務所での事務員、CADオペレーター、施工管理の業務などは、「建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業」に直接従事しないので労働者派遣は可能です。
- ただし、施工管理業務などで派遣されてきた労働者が、空き時間等に資材置き場の整理や残材片付けなどをさせることは「建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業の準備の作業」に直接従事したものであるとして、労働者派遣法違反となります。

5. 労働者の貸し借りはできません

- 契約上は請負となっても、自己の労働者を、他人の指揮命令の下で建設の業務で働かせることは、労働者派遣に該当するため、労働者派遣法違反となります。
- 他人の労働者を受け入れて、自己の指揮命令の下で建設の業務で働かせることも労働者派遣法違反となります。

4. 一人親方・手間請

以下、一人親方・手間請の集計結果の概要について示す。

(1) 基本属性

①回答者数の多い職種（10 職種程度）

回答者数の多い職種は、図表 4-1 の通りである。「建築大工」が 30.3%と最も多く、「電気工」9.4%、「室内装飾・床張工」7.8%、「空調・給排水配管工」7.5%などと続く。回答者数の多い上位 10 職種で 78.8%を占める。

図表 4-1 回答者数の多い 10 職種

単位：人・%

職種	回答数	構成比
建築大工	12,391	30.3
電気工	3,861	9.4
室内装飾・床張工	3,171	7.8
空調・給排水配管工	3,051	7.5
その他建設関係職種	2,854	7.0
塗装・看板・ガン吹工	2,430	5.9
左官	1,808	4.4
土工・土木	901	2.2
建具・サッシ・家具工	899	2.2
建築板金工	848	2.1
その他	5,069	12.4
未記入	3,602	8.8
総計	40,885	100.0

②平均年齢

回答者の平均年齢は 55.6 歳と労働者（47.4 歳）よりも高い。

(2) 1日の収入・1日あたりの経費

① 1日の収入—平均額

1日の収入の平均額は18,287円である。

② 1日あたりの経費—平均額

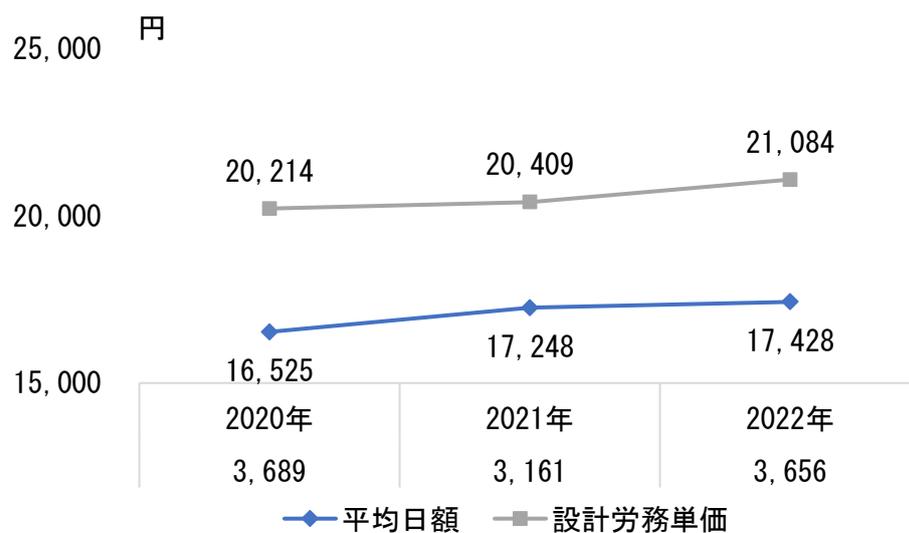
1日あたりの経費の平均額は2,486円である。

③ 平均日額の推移

1日の収入から1日当たりの経費を引いた日額の平均額は、17,428円である（1日の収入-1日あたりの経費の平均額を集計。ただし、経費が未記入の場合は1日の収入を日額として集計した）。

2020年と比較すると903円増加しているが、設計労務単価には及ばない水準である。

図表 4-4 平均日額と設計労務単価の推移



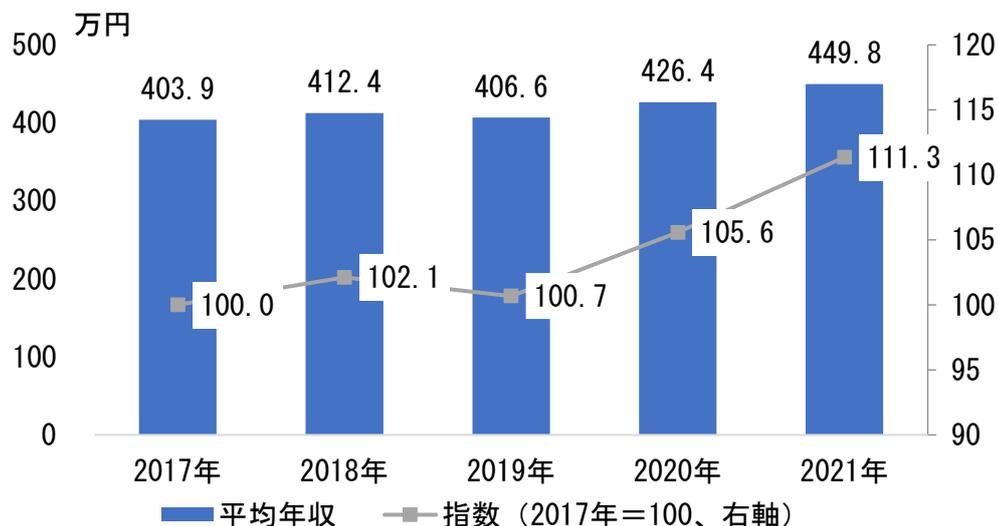
注：軸の下の数値は、「設計労務単価—平均日額」。2019年、2018年は1日の収入と経費のデータが十分に整理されていないことから、集計対象から除外した。

(3) 年収

①平均年収の推移

2021年の平均年収は449.8万円で、2017年と比較すると45.9万円増加している。

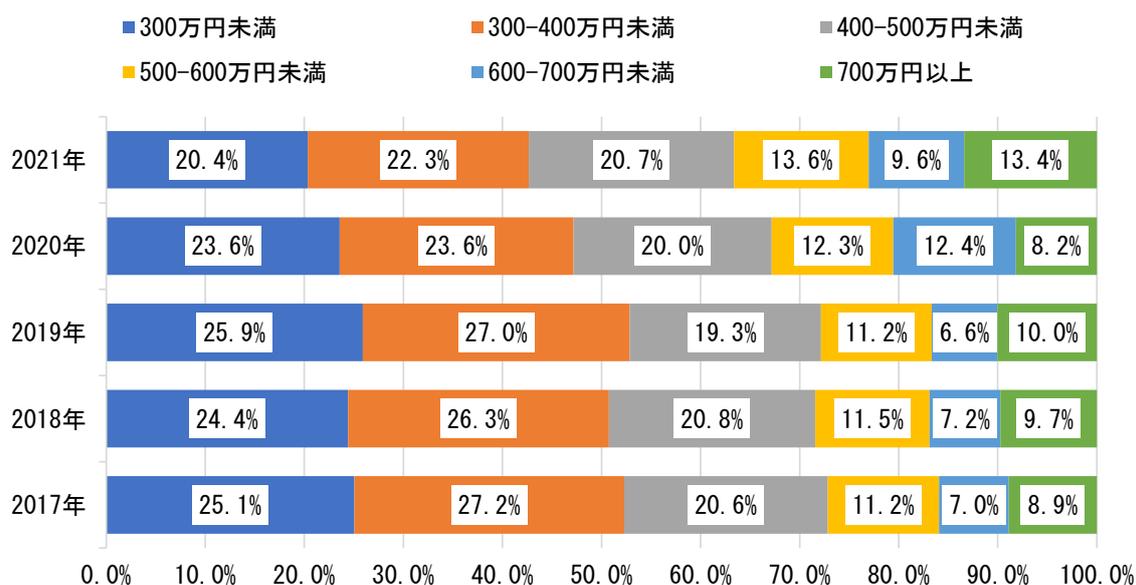
図表 4-7 平均年収の推移



②階層別年収の推移

2021年の年収について階層別にみると、「300-400万円未満」が22.3%と最も多く、「400-500万円未満」が20.7%と続く。400万円未満が42.7%と4割強を占めているが、この2年ほど、相対的に高い年収階層の割合が増加して推移している。

図表 4-8 階層別年収の推移

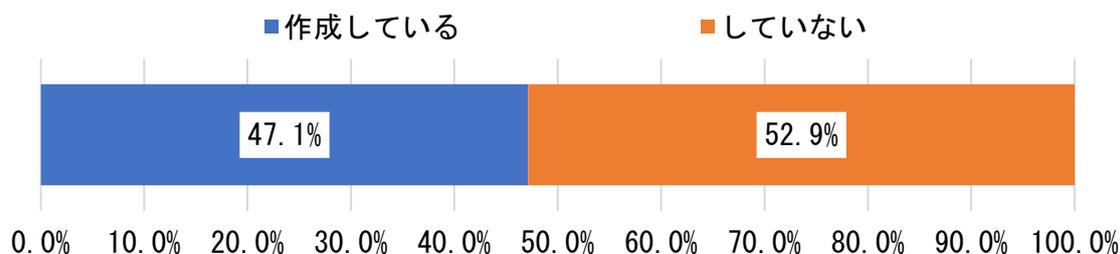


(7) 見積書・契約書

①見積書・契約書の作成状況

見積書・契約書を「作成している」のは47.1%と、半数以下である。

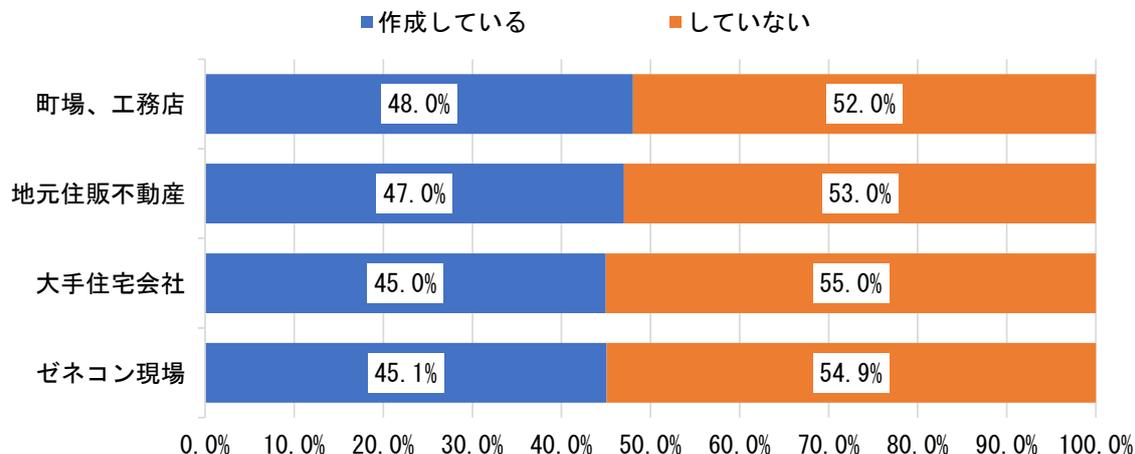
図表 4-19 見積書・契約書の作成状況



②主な現場別見積書・契約書作成状況

いずれの現場でも「作成している」割合は半数を超えていないが、「作成している」割合が最も多いのは「町場、工務店」で48.0%である。

図表 4-20 主な現場別見積書・契約書作成状況



工事請負契約書

注文者 (以下「甲」という) と請負人 (以下「乙」という) とは、本契約書による工事請負契約 (以下「本契約」という) を締結する。

第1条 (工事の目的物等)

- 1 工事の目的 塗装工事
- 2 工事場所
- 3 工事期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 4 引き渡しの時期 平成 年 月 日
- 6 請負代金額 全体工事合計金額の出来高合計金額
うち、工事価格 常用手間(1人工当たり) ¥18,000-
経費 交通費、一日当たり ¥4,000-
取引に係る消費税及び地方消費税の額

第2条 (請負代金の支払方法)

甲は、乙に対し、前条の請負代金について、乙の指定する銀行口座に振込む方法によって、以下のとおり支払うものとする。但し振込手数料は甲の負担とする。

毎月 月末 日締め 翌翌6日 日支払い

第3条 (原材料の負担)

本工事にかかる原材料費その他の費用は別途取り決めをする。

第4条 (引渡及び検査等)

- 1 乙は甲に対し、第1条に記載する引渡期日までに、目的物を引き渡すものとする。なお、引渡に伴う費用は甲の負担とする。
- 2 甲は、目的物の検査を引渡後7日以内に行い、その結果を乙に書面にて通知する。
- 3 この通知書の発送日をもって、目的物の所有権を乙から甲に移転するものとする。

第5条 (瑕疵担保)

- 1 乙は目的物の瑕疵によって生じた滅失毀損について、引渡の日から1年間担保の責を負う。
- 2 前項の瑕疵があったときは、甲の相当の期間を定めて乙に補修を求めることができる。但し、瑕疵が重要でないのに補修に過分の費用を要するときは乙は、適当な損害賠償でこれに代えることができる。

第6条 (危険負担)

- 1 目的物の所有権が甲に移転する前に、甲の責めに帰することのできない事由により、滅失毀損したときは、その損害を乙が負担するものとする。
- 2 前項の場合において、甲が本契約を締結した目的が達せられないときは、甲は本契約を解除することができる。

第7条 (不可抗力)

- 1 乙は、本契約上の義務の履行が、次の各号のいずれかの事由により遅滞したときは、甲に対し当該義務の履行遅滞の責を負わない。
 - (1) 自然災害 (暴風、豪雨、霰雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう)
 - (2) テロ、戦争及び内乱
 - (3) 原子力事故
- 2 前項の事由により履行を遅滞した場合、乙は甲に対し、ただちに当該事由の発生を通知する。
- 3 甲は、第1項の事由による履行遅滞が90日以上継続した場合は、本契約を解除することができる。

第8条 (損害賠償責任)

甲及び乙は、故意又は過失により、本契約に違反し、相手方に損害を与えたときは、相手方に生じた損害を賠償する。

第9条 (契約の解除)

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告なくして直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 相手方による本契約上の重大な違反があったとき
- (2) 相手方の資産につき、仮差押、仮処分、差押、保全差押、滞納処分又はこれに類する法的手続がかいしされたとき
- (3) 相手方につき、破産、民事再生、会社更生、特別清算の各手続開始の申立があったとき。
- (4) 相手方が銀行取引停止処分を受けたとき
- (5) 相手方が事業を廃止し又は解散の決議を行ったとき

第10条 (合意管轄)

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする

第11条 (協議事項)

本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

以上のとおり、契約が成立したので、本契約書を2通作成し、各自署名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

住 所
甲 (注文者)
氏 名

住 所
乙 (請負人)
氏 名

案件一覧

2023.07.27
埼玉県

案件 [redacted] デッキ塗装

希望 人日発注 (15,000円)

募集終了

2023年7月31日～8月8日

[redacted]

評価 なし

閲覧 37 | お気に入り 0 | チャット 0

2023.07.27

千葉県

案件 [redacted] 洗面化粧台

推進工事

給排水設備

洗面

希望 人日発注 (10,000円)

募集終了

2023年7月31日～8月8日

[redacted]

評価 なし

閲覧 27 | お気に入り 0 | チャット 0

2023.07.25

神奈川県

急募 解体職人様

解体工事

希望 人日発注 (15,000円)

募集終了

2023年8月1日～8月7日

[redacted]

評価 なし

閲覧 39 | お気に入り 0 | チャット 0

(参考)各建設現場における一人親方の実態

ゼネコンの現場における一人親方の実態

- 一人親方が現場に入場する際、施工体制台帳や施工体系図への記載が適正に行われている現場が増えている。その一方で、書類提出や手続の煩雑さを理由に、雇用契約が無いにも関わらず、上位下請企業の社員として、新規入場者教育や危険予知書類等に名前を記載して現場入場している一人親方も多い。特に「応援」と称して現場入場する一人親方に多く散見される。
- 自治体発注の中学校新築工事現場で、鉄筋工事の二次下請として31人の一人親方が施工体系図に記載されている事例があった。
- 一人親方の現場入場を拒否、あるいは原則不可とする元請も出てきている。また、現場入場の条件として、特別労災の給付基礎日額1万円以上の加入や、一人親方と請負契約を締結した発注会社への上乗せ保険への加入指導、内訳が記載された請負契約書の提出等を求める事例もある。

住宅企業の現場における一人親方の実態

- 一次下請に住宅企業のグループ会社や協力会社の工務店が入り、二次下請以降に大工職の一人親方やその他の職種の一人親方が下請となる実態が多い。
- 大手の住宅企業が特別加入団体となり、その団体を通じて特別労災に加入している一人親方は、給付基礎日額が低額の加入者が多い実態、10代の加入者もいる事例がある。
- 現場の就労実態は、元請の管理システムで現場の入退場時刻を報告している事例が多い。
- 請負契約を締結する際に一定の期間、単価は同額とする事例(合意単価)があり、単価交渉の余地が無く、指値発注に近い事例が多い。
- 家電量販店発注の据付工事等では、請負金額(単価)の交渉余地が無いことが多いとの報告がある。

建売住宅の現場における一人親方の実態

- 建売住宅企業が発注者で、大工職の一人親方が元請として木工事部分を請負う事例が多い。
- 現場の就労実態は、建売住宅企業に所属する現場監督人が定期的な現場の施工管理、材料の発注・手配等を行い、請負契約の大工には施工マニュアル等が配付され、施工手順・方法・使用材料の指定等が詳細に決められている事例が多い。また、早朝・夜間・日曜日は施工禁止等、就労時間の制限がされている事が多いが、工期設定が短いため、夜間・日曜日に作業をしている実態もある。
- 一人親方と請負契約を締結する場合、建売住宅企業によって棟単価、坪単価、平米単価等が仕様等を基準に定額で決められており、両者で事前に見積をせず、発注金額が記載された発注書・請書が一方的に送付され、一人親方が記入・押印をして請書を返送するケースが多い。

求人サイト・求人情報誌などにおける一人親方の実態

- インターネットによる求人情報・求職者情報提供で、建設現場の仕事情報サイトと呼ばれるプラットフォームが数多く存在し、多くの一人親方が登録をしている。なお、職業安定法第32条の11の規定により、建設業の有料職業紹介事業は禁止されている。
- 契約内容を確認すると「1日2万円(常用請負)」等、形式的に請負契約としてしているが、実態は単なる労働力として現場に従事している事例が多い。

※このページに記載されている実態や事例は、本検討会の構成員より提供いただいた事例を掲載している。

職種ごとの一人親方の実態

○ 第2回検討会にて、専門工事業団体の構成員に一人親方の実態をヒアリングした内容。

業種名	実態等
鉄筋工事業	一人で請け負って仕事をする業種では無い。人手不足の時に「応援」という形で個人の職人に依頼することがある。
型枠工事業	型枠工事業においては一人親方という形でできる仕事は、本来の作業の特性上、少ない。労務費率の高い職種で法定福利費が請負金額に反映されていない状況である。
電気工事業	一人親方は、二次下請、三次下請以降の会社にいる。
管工事業	会社から独立する技能者はいいる。社員では対応ができない範囲を一人親方が対応している。報酬は必要経費等(持ち込む道具や車代など)を加味して従業員より多く支払う傾向。
鳶工事業	鳶工事業においては一人親方という形で、できる仕事は少なく、グループ毎での作業となる。高齢者や社会保険未加入者、人手不足の際の人員補充するような技能者を一人親方としている。
内装仕上工事業	工法の変化により、技能者は工賃のみの仕事となったが、個人住宅現場などでは材料・工賃で請け負う現場もある。各工事の一日当たりの施工㎡数から算出して、請負契約が行われ、工事が上手な方や早く仕上げる方は収入を上げられる形になっている。
塗装工事業	道具と材料があれば独立できる。報酬は働いた日数に応じて支払われる傾向。地域特性や受注環境の減少等を理由に一人親方は多様な働き方をしている。また、時間外労働の上限規制(働き方改革法)に起因して、より多くの収入を得たい技能労働者の「一人親方化」がさらに増加している。
建設機械施工	ダンプ、トラックを個人で持っている一人親方はいいる。他職種に比べて労務費率が比較的低く、また、技量の高い技能者を確保することが優先事項であり、技能者を外注するメリットは少ない。
左官工事業	労務費率が高い職種のため、職人を一人親方として独立させた事例は非常に多い。ゼネコン等が元請となる現場で一人で壁を塗ることは元請の指揮命令系統の中にあるので、一人親方としての働き方は難しいと考える。

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とすべきものとして策定

○同ガイドラインは、平成24年7月に通知し(課長通知)、同年11月1日に施行(令和4年4月1日最終改訂)

元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

○下請企業について保険加入の確認・指導等

- ・ 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行う
- ・ 社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いを徹底
- ・ 建設キャリアアップシステムに登録している企業を選定することを推奨

○法定福利費の適正な確保

- ・ 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- ・ 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

下請企業の役割と責任

従業員の社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- ・ 労働者である社員と請負関係にある一人親方の二者を明確に区別した上で、労働者である社員については社会保険加入手続を適切に行うことが必要

○元請企業が行う指導等への協力

- ・ 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

○法定福利費の適正な確保

- ・ 自ら負担しなければならぬ法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する

○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- ・ 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- ・ 情報の真正性が確保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において社会保険加入状況の確認を行うことを原則化
- ・ 書面にて保険加入状況の確認をする場合、社会保険の標準報酬決定通知書等のコピーを提示させ真正性の確保に向けた措置を講ずること
- ・ 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に加入していない作業員がいる場合、元請企業は下請企業に対し、一人親方の関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切かどうかを確認するとともに、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認する

一人親方について

○働き方自己診断チェックリストの活用

- ・ 建設企業との契約の形式が請負契約であっても、実態が当該建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合、当該契約は建設工事の完成を目的とした請負契約に当たらないため、建設業法の適用を受けないことに留意
- ・ 働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう当該建設企業に求めること

○事業者としての立場

- ・ 一人親方が建設企業と請負契約を締結する際に、当該請負契約が建設工事の完成を目的とした内容である場合、事業者として当該工事に責任を持って施工する必要があるため、建設業法等を遵守し、取引の適正化、工事費には必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努める
- ・ 見積書を事前に行き渡すことや請負契約書を書面で交付することを徹底しなければならぬ

雇用契約を締結せず、現場作業に従事されている方は、働き方を確認し、チェックリストのBが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討しましょう。

働き方の自己診断チェックリスト

現在のあなたの働き方について、該当する方の□に✓印を入れてください。

Point 1 依頼に対する諾否

仕事先から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか？

A 自分に断る自由がある

B 自分に断る自由はない

Point 2 指揮監督

日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか？

A 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の裁量で決定する

B 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く

Point 3 拘束性

仕事先から仕事の就業時間（始業・終業）を決められていますか？

A 基本的には自分で決められる

B 会社などから具体的に決められている

Point 4 代替性

あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代替りの人に行わせることはできますか？

A 代役を立てることも認められている

B 代役を立てることは認められていない

Point 5 報酬の労務対償性

あなたの報酬（工事代金又は賃金）はどのように決められていますか？

A 工事の出来高見合い

B 日や時間あたりいくらで決まっている

Point 6 資機材等の負担

仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか？

A 自分で用意している

B 会社が用意している

Point 7 報酬の額

同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうか？

A 正規従業員よりも高額である

B 正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる

Point 8 専属性

他社の業務に従事することは可能ですか？

A 自由に他社の業務に従事できる

B 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社の仕事だけに長期にわたって従事している

番号登録と、価格交渉がセットにならない(回答者2704人)

①制度の周知が進んでいない

「課税業者になり、インボイス対応の請求書を求められる可能性」があることを、
・知っている (33.7%) ・ある程度は知っている (37.8%) ・知らない (28.5%)

②上位企業から番号登録を求められなくても、価格交渉とセットになっていない

「上位企業から課税事業者になってほしいと言われた人のうち、以降の取引価格」は
・据え置き (18.2%) ・消費税分の引き上げ (13.6%) ・通知なし (68.2%)

③インボイス導入後「事業の廃止を検討」が10%存在

「制度導入後、どのような対応を考えているか」

- ・収入が減るなら事業を辞めることを検討 (6.3%)
- ・収入が減らなくても、手続きが面倒なら事業を辞めることを検討 (3.2%)

○免税事業者がインボイス登録するかは「取引条件」のひとつ。

○登録するなら、発生する消費税分の価格交渉が必要⇒元請交渉なしで登録すれば減収。

↓↓↓↓↓

○元請交渉が大切を免税業者は理解しても、番号登録と価格交渉がセットになっていない。

○全建総連は、免税業者に登録時に、元請交渉（価格交渉）の必要性を訴えてきた。

○財務省、公正取引員会、経済産業省、中小企業庁、国土交通省からは、不適切な事案は、建設業法や独禁法に触れる恐れがある通知も出された。

○駆け込みホットライン等の相談・通報窓口もあるが、制度開始で混乱することがないよう、10月前に課税転換した免税事業者の取引価格について、新たに発生する消費税分を加味する必要があると、通知が出せないか。

○加えて、公共工事の部分については、課税転換した免税事業者の取引価格に、新たに発生する消費税分を反映するよう、通知が出せないか。

2023年10月に適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に向け、 免税事業者は「取引から排除」しようという動きが起こっています

リフォーム施工店 御中

株式会社 ○○○○事業本部

適格請求書発行事業者登録番号の

ご通知とご依頼について

2023年10月から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定されています。

そこで、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知するとともに、貴社の登録番号等について、弊社までご連絡をお願い申し上げます。

なお、制度導入後は、通常の請求書が「インボイス（適格請求書）」と呼ばれる形式に変更となりますので、**適格請求書発行事業者登録ができない施工店様とは、今後のお付き合いを検討せざるを得ない状況となってまいります**。その場合には、以下の問合せ先に対して事前相談をお願い申し上げます。

お取引様 各位

○○○株式会社

適格請求書発行事業者登録番号の通知とご依頼

拝啓時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて来年10月1日よりインボイス制度が導入されます。「適格請求書」を発行することが、支払者が消費税の仕入控除をするための条件となります。

言い換えれば、支払者の消費税の納税額が増えないようにするためには、請求者の事業者登録が必要になります。

弊社宛請求書を発行していただく取引先の皆様におかれましても「適格請求書発行事業者」登録を年内に終えていただくよう、お願いいたします。

○免税事業者及びその取引先のインボイス制度Q&Aでも記述されたが、「**懲憑等**」の事例、課税業者にならなければ、取引価格を下げる等は、独禁法上、下請法上問題があるとされた。

3章 適正取引のためのノウハウ

取引条件を明確にしましょう

建設工事の請負契約締結にあたって事後のトラブルを回避するためには、見積りの段階において、取引条件を当事者間で明確にし、しっかりと協議することが重要です。

見積りのルール

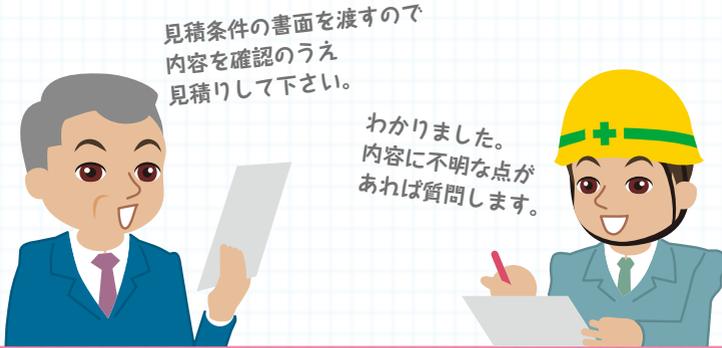
見積条件の提示に必要な事項

▶▶ 見積条件を提示する際は、以下の14の項目を示す必要があります。

【建設業法第20条第4項】

- 1 工事内容
- 2 着手及び完工の時期
- 3 請負代金支払の時期及び方法
- 4 工事を施工しない日又は時間帯
- 5 当事者の申し出があった場合における工期の変更又は損害の負担及びそれらの算定方法
- 6 天災等不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法
- 7 価格等の変動等に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- 8 第三者損害の賠償金の負担
- 9 貸与資材等の内容及び方法
- 10 工事完成検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 11 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 12 工事目的物の契約不適合責任または契約不適合責任に関する保証等の措置に関する内容
- 13 履行遅滞、債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 14 契約に関する紛争の解決方法





見積条件の書面を渡すので
内容を確認のうえ
見積りして下さい。

わかりました。
内容に不明な点が
あれば質問します。

見積りに必要な期間

▶▶ 工事1件の予定価格に応じた見積り期間を設定しなければなりません。

【建設業法施行令第6条】

- 1 500万円未満 …………… 中1日以上
- 2 500万円以上5,000万円未満 …………… 中10日以上
- 3 5,000万円以上 …………… 中15日以上

法定福利費や安全経費を明確に計上

健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料のうち建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費や労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」に含まれるものであるため、見積書にその経費を明示しておく必要があります。



3章 適正取引のためのノウハウ

取引内容を書面に残しましょう

契約当事者間で合意された取引条件を着実に実行するためには、書面に合意事項を記載し、相互に交付して保存することで、契約内容を確認できるようにしておくことが重要です。

契約のルール

契約に必要な事項

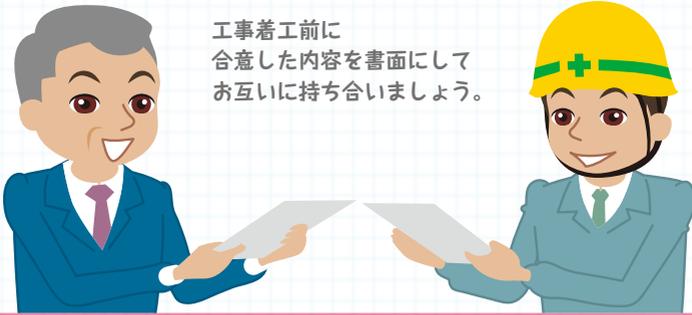
▶▶ 次の15項目が契約書に必要な項目です。【建設業法第19条第1項】

- 1 工事内容
- 2 請負代金の額
- 3 着手及び完工の時期
- 4 工事を施工しない日又は時間帯
- 5 請負代金支払の時期及び方法
- 6 当事者の申し出があった場合における工期の変更又は損害の負担及びそれらの算定方法
- 7 天災等不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法
- 8 価格等の変動等に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- 9 第三者損害の賠償金の負担
- 10 貸与資材等の内容及び方法
- 11 工事完成検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 12 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 13 工事目的物の契約不適合責任または契約不適合責任に関する保証等の措置に関する内容
- 14 履行遅滞、債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 15 契約に関する紛争の解決方法

請負契約書

1. 工事内容
2. 請負代金の額
3. 工期
- ⋮

A 社 代表取締役 ○○ 印
B 社 代表取締役 ○○ 印



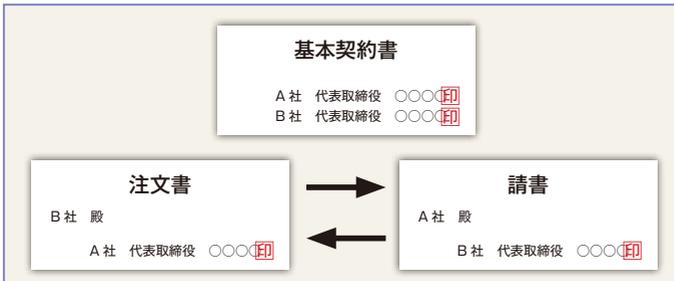
工事着工前に
合意した内容を書面にして
お互いに持ち合しましょう。

契約書面の締結方法

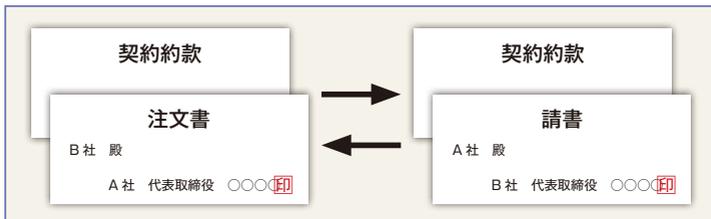
契約書の交付の他、注文書及び請書による相互交付も認められますが、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

なお、基本契約書又は、契約約款は左記15項目のうち、**5**～**15**の事項が記載されている必要があります。

○ 基本契約書 + 注文書・請書



○ 契約約款 + 注文書・請書



建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならぬ費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

●労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならぬ労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

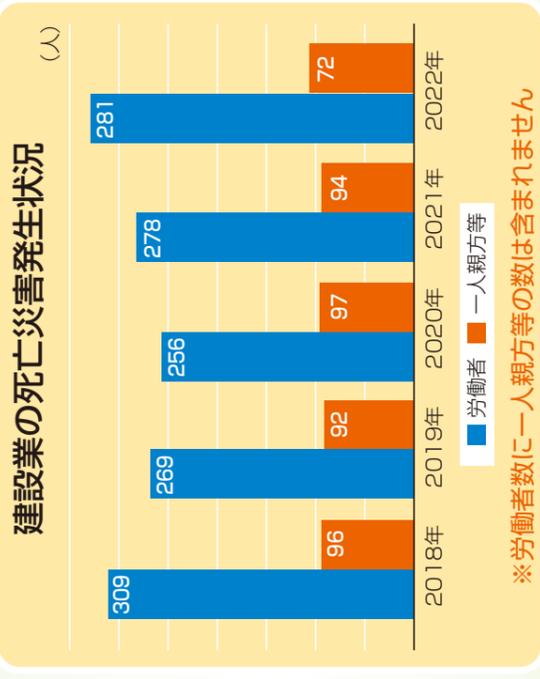
国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和4年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」での議論や成果等は、順次、以下のHPで公表します。



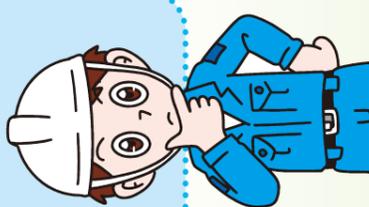
https://www.mhl.go.jp/tochi_fudousan_kensetsusueyo/const/anzensei.html

【問合せ先】

(安全衛生経費について) 国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室
電話番号：03 (5253) 8111 (内線24813/24816)



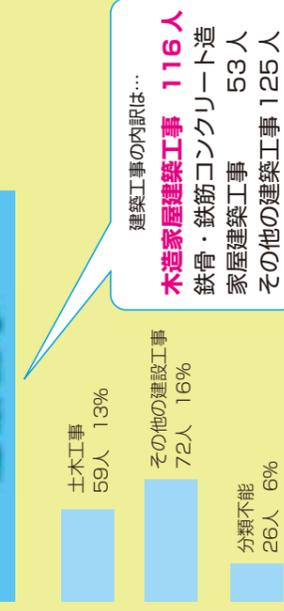
2018年から2022年の5年間を平均すると建設業の労働災害による死亡者数は1年間279人
建設業の一人親方等の死亡者数は1年間90人
事故の型別では「墜落・転落」の占める割合が約62%と最も高い



2018～2022年の5年間で451人の一人親方等が亡くなっています

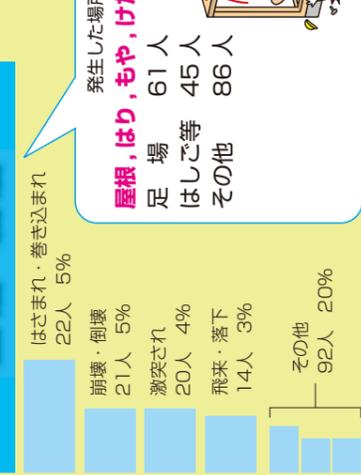
一人親方死亡災害の半数以上は建築工事で発生

建築工事 294人 65%



墜落・転落災害が6割

墜落・転落 282人 63%



●(1) 元請等の事業者が一人親方等に業務を発注する際に遵守すべき事項

①一人親方等の就労状況の把握

一人親方等が現場で仕事を行う場合には、「再下請負使用承認申請書」を提出させ、先次の協力会社や元請が一人親方等の就労状況を把握します。申請書が提出されず、工事関係者が一人親方等の就労している状況を知らないと、毎日の安全工程打合せで検討される翌日の作業内容が、一人親方等に十分に周知されず、災害が発生する原因となります。

②作業間の連絡及び調整

特定元方事業者（建設業及び造船業の元請）は、混在作業における災害を防止するため、一人親方等を含む混在作業に関連するすべての関係請負人と作業間の連絡及び調整を行うことが必要です。特に周辺の作業を把握していないか、かつたために災害発生のおそれがある車両系建設機械や移動式クレーンを用いて作業を行う場合の作業計画等について、一人親方等にも情報を共有するとともに災害が起る危険がある場合は、作業間の連絡及び調整をしてください。また、下請事業者が一人親方等を使用する場合には、下請事業者に対して同様の調整等をするよう指導してください。

③新規入場者教育、独り作業等の管理

一人親方等は独りで作業を行うので、不安全行動を他から注意される機会がほとんどありません。一人親方等は途中からの現場への入退場があるので注意が必要です。途中入場の場合、新規入場者教育を受講せず、朝礼時の安全指示や注意事項を知らずに作業することのないよう管理してください。途中入場時には、当日の安全指示や注意事項を職長に必ず確認してから作業し、途中退場時には、災害発生の有無を職長に必ず報告させるよう指導しましょう。特に新規入場時教育（下記(3)参照）は必ず受講させ、現場ルールをよく理解させましょう。また、一人親方等はスポット作業となることも多く、工事関係者に報告せず、勝手な作業で災害が発生することが多いのです。一人親方等の作業を常に把握し不安全な作業が行われていないか確認しましょう。

●(2) 一人親方等に講ずべき安全衛生対策

①KY活動と始業前点検の実施

一人親方等は「一人KY」を行うこととなります。特に作業の危険度や頻度を点数化して評価し、重点的に危険予知を行うリスクアセスメント手法による「一人KY」を現場で実施させましょう。

②資格の取得

免許や技能講習、特別教育が必要な作業を行う場合には、事前に必ず必要な資格を取得してから作業を行うよう伝えてください。

③作業変更時の元請、協力会社への報告の徹底

一人親方等が先次の協力会社や元請に無断で作業を変更して災害が発生することがあります。作業変更の場合、協力会社の職長を通じて元請に必ず報告し、元請の承認を得てから作業に取りかかりましょう。

●(3) 一人親方等が現場入場時に共有すべき事項

新規入場者教育時に共有すべき主な内容は、以下のとおりです。

①所長方針

元請や一人親方等が関係する協力会社の所長の安全衛生方針、重点実施事項等

②工事概要

工事名称、工期、建物の構造、発注者、設計者、施工者名等

③施工管理体制

元請工事事務所の組織、安全衛生管理体制等

④現場配置図

現場の施工範囲、工事事務所への出入り口、通路、休憩所、トイレ、喫煙場所等を図示

⑤車両・通勤・交通

現場の始業時刻、工事車両（通勤車両、資機材搬入車両等）の入場ルート、工事用駐車場の位置、現場入退場の方法、現場内の制限速度、高さ制限等の車両走行時の現場ルール等

⑥基本事項

朝礼、TBM、KY活動への参加、保護具の着用、有資格者の配置、持ち込み機械の点検や許可ルール、必要となる養生措置、火災や事故発生時の報告等

⑦現場の独自ルール

現場の施工環境、近隣協定等の遵守事項や所長方針等の現場独自のルール

⑧品質・環境・その他

施工要領書や作業手順の遵守、施工出来ない場合の元請社員との協議、整理整頓・清掃の実施、産業廃棄物の分別と指定場所への廃棄、煙草の吸殻の始末等

⑨一人親方等の遵守事項

職長会活動、作業間連絡調整会議への積極的な参加、KY用紙・作業安全指示書の記入、作業終了時の報告など一人親方等の遵守すべき事項

●(4) その他必要と思われる事項

①重点実施事項

- 一人親方等に以下の3点について実施させ、重点的にパトロールを行いましょう。
 - 現場の安全設備の不具合を発見したら改善を申し出させること
 - 現場の安全設備を取り外したら必ず復旧させること
 - ひと作業ひと片付けを実施させること

②安全運動

災害防止のため現場の実作業で実施させ、一人親方等へ安全管理活動の定着化、習慣化を図ります。

・声掛け運動

現場での挨拶は「声掛け運動」の基本です。保安帽の見やすい場所に氏名を記載し、挨拶時に名前を呼び合うようにしましょう。しかし、運動の本来の目的は、作業員の不安全行動を見逃さず、不安全行動を注意する声掛けにあります。体調不良の作業員に対し「大丈夫か？」など、優しい声掛けも併せて行うとよいでしょう。

・KY活動

以前は現場の朝礼実施後、TBM時に安全広場でKY活動を行っていましたが、最近では、「現地KY」を実施することが普及しています。この場合、一人親方等は現地で「一人KY」を行うこととなりますが、作業の危険度や頻度を点数化して評価し、危険予知を重点的に行うなど、リスクアセスメント手法を取り入れた「一人KY」を実施するとより効果があるでしょう。

・指差呼称運動

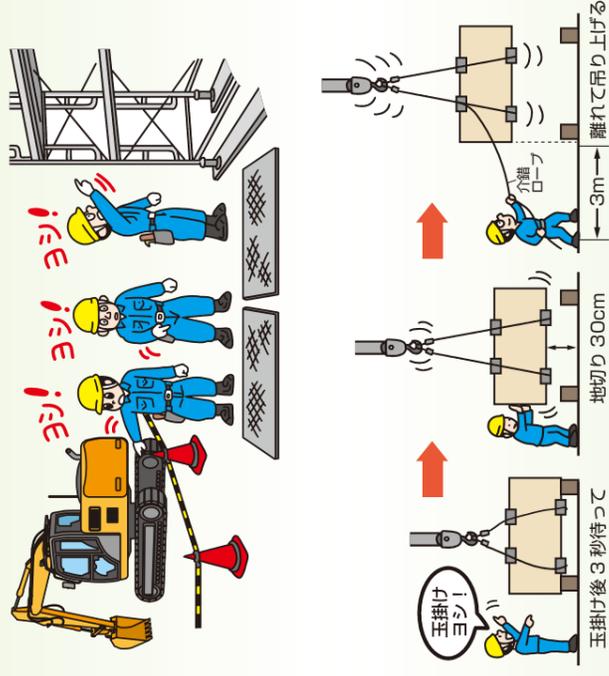
作業開始前に作業場所を指差呼称により点検しましょう。人間は見たいと思うものしか見ないものです。視線に指を添えて見ること、見たくない現場の不具合を発見することもあります。大きな声でなくともよいので、「指差確認」運動として持ち場を点検してください。元請も指差確認をしながら現場を巡視するのも、「指差呼称運動」が定着するひとつの方法でしょう。

・ヒヤリ・ハット運動

作業終了後に協力会社の職長が作業員全員からヒヤリ・ハットの有無を聞き取り、ヒヤリ・ハットがあれば元請に報告させ、ヒヤリ・ハット防止対策を実施する運動を「ヒヤリ・ハット運動」といいます。ヒヤリ・ハットをなくすことにより、災害の芽を事前に摘むことができます。

・その他

重機との接触災害を防止するための「グーバー運動」、吊り荷による飛来落下災害を防止するための「3・3・3運動」などがあり、目的を理解させ、正しく行われるよう指導してください。



●作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化について

2023年4月1日から、危険有害な作業（※）を行う事業者（※）に、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、一定の保護措置が義務付けられています。

法令改正の主な内容

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

詳しくは、最寄りの労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

※危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に定められている労働安全衛生規則、有機溶剤中毒予防規則等11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」が変更されました。

詳細は厚生労働省ホームページより



